

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13748

研究課題名(和文) 国際課税制度が企業活動に与える影響

研究課題名(英文) The Impact of International Taxation on Corporate Activities

研究代表者

長谷川 誠 (Hasegawa, Makoto)

京都大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：50722542

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：国際課税制度は多国籍企業の様々な事業活動に影響を与える。本研究は企業の節税に着目し、日本と米国の多国籍企業の利益移転行動を実証的に分析した。分析の結果、日本の多国籍企業の海外子会社の利益移転の程度は、米国の多国籍企業の海外子会社と比較して、平均的には小さいことが分かった。無形資産集約的な子会社および大規模子会社は他の子会社と比べて利益移転を活発に行っていることが示された。さらに、2009年度税制改正における国際課税制度の変更(国外所得免除方式への移行)に反応して、日本の多国籍企業の海外子会社の利益移転が一時的に活発化したことを示唆する結果が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、多国籍企業の過度な節税に対する批判や懸念が高まり、多国籍企業による利益移転への対応は国際課税上の喫緊の政策課題である。2015年にはOECDがBEPS(Base Erosion and Profit Shiftingの略称、日本語では「税源侵食と利益移転」)プロジェクトの最終報告書を発表し、BEPSに対処するための15の行動計画が提案されている。本研究は日米の多国籍企業の利益移転行動やその程度を明らかにしており、その知見は利益移転についての理解を深め、さらにBEPSに対応するための税制の策定や評価に資すると考える。

研究成果の概要(英文)：International taxation influences the various business activities of multinational corporations. This research focuses on corporate tax avoidance and empirically examines the profit shifting behavior of US and Japanese multinationals. I measure the extent of profit shifting in terms of the sensitivity of pretax profits of foreign subsidiaries to host countries' corporate tax rates (i.e., the semi-elasticity of pretax profits with respect to host countries' corporate tax rates). The main findings are as follows. First, on average, the profits of Japanese-owned foreign subsidiaries are less sensitive to host countries' tax rates than those of US-owned foreign subsidiaries. Second, the profits of intangible-intensive or large subsidiaries are more sensitive to host countries' tax rates than those of other subsidiaries. Third, Japan's adoption of a territorial tax regime in 2009 facilitated profit shifting by Japanese multinationals for several years after the tax reform.

研究分野：公共経済学

キーワード：多国籍企業 国際課税制度 利益移転 節税

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

国際課税制度は多国籍企業の国内外での様々な事業活動（海外直接投資、海外合併・買収、利益還流、利益移転、国内での雇用・投資・株主還元など）に影響を与えることが知られている。日本は2009年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度を導入し、日本企業が海外子会社から受け取る配当を一定の条件の下で非課税（厳密には、配当の95%分を非課税）とした。この税制改正によって、多国籍企業の海外利益が配当の形で国内に還流してきた場合は原則非課税となり、日本の国際課税制度は海外所得に課税しない国外所得免除方式へと移行した。この国際課税制度の変更が日本の多国籍企業の事業活動に与えた影響については近年研究の蓄積が進みつつあるが、未だに明らかにされていないことも多い。

多国籍企業は企業グループ全体の税負担の軽減するために、法人税率の高い国から低い国へと関連企業間での取引を利用して利益を移転する誘因を持つ。近年、多国籍企業による過度な利益移転が各国の税源を侵食することが懸念されており、利益移転への対応は国際課税上の重要な政策課題になっている。また、日本の多国籍企業の利益移転行動を実証的に分析した研究は少なく、その実態は学術的にはほとんど検証されてこなかった。特に、2009年度税制改正が利益移転行動に与えた影響を実証的に分析した研究は存在しなかった。そこで、2009年の国際課税制度の変更が企業活動に与えた影響について、利益移転への影響を中心に分析することを目標に本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究の目的は大きく分けて二つある。一つ目は、日本の多国籍企業の利益移転行動を実証的に分析し、日本企業がどの程度利益移転を行っているのかを明らかにすることである。日本企業は納税意識が高く（税コスト意識が低く）、欧米企業と比べると節税に積極的ではないことがしばしば指摘される。この指摘が正しければ、日本の多国籍企業の利益移転の程度は、欧米の多国籍企業よりも小さいかもしれない。この点を検証するために、日本の多国籍企業が保有する海外子会社の利益移転行動に焦点を当てた分析を行った。

二つ目は、2009年度税制改正による国際課税制度の変更が利益移転行動に与えた影響を明らかにすることである。2009年に外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことで、海外子会社の利益が配当の形で還流される限り、海外利益は国内では非課税となる（厳密には、免税されるのは配当の95%相当額）。それ以前は、日本の親会社が海外子会社から配当を受け取った時点で、日本で法人税が課されていた。ただし、国内外での国際的二重課税を避けるために、外国で支払った税額は国内での税額から控除されていた。2009年度税制改正によって、海外子会社の利益への課税が実質的に現地で完結するため、日本企業にとっては法人税率の低い国・地域に立地する子会社へと利益を移転する誘因が以前よりも強くなったと考えられる。そこで、2009年度税制改正を契機として、日本企業の利益移転が活発化しているのかどうかを検証した。

3. 研究の方法

利益移転の分析方法としては、Hines and Rice (1994)が開発した手法を応用した。この手法は、海外子会社の税引前利益の法人税率に関する半弾力性（以下では「税の半弾力性」と呼ぶ）を推定することで、利益移転の誘因（現地の法人税率）に反応した利益の動きを計測する。ただし、法人税率は海外子会社の投資や雇用など、利益移転とは関係のない企業活動を通して海外子会社の利益に影響を与えることも考えられる。そこで、税の半弾力性を推定する際は、子会社の固定資産と給与総額（投資と雇用の代理変数）などを制御変数として用いて、そのような影響を考慮する。具体的には、海外子会社の税引前利益の自然対数値を被説明変数、そして子会社の所在地国の法人税率、子会社の固定資産・給与総額など様々な制御変数を説明変数として用いた回帰分析を行う。このとき、法人税率の推定係数が負であれば、法人税率の低下（上昇）に反応して子会社に利益が流入（流出）していることを意味し、節税を目的とした利益移転と整合的である。そして、この法人税率の推定係数の絶対値が税の半弾力性であり、1%ポイントの税率の上昇に反応して何%利益が減るのかを示す。本研究では、税の半弾力性を利益移転の程度を表す指標として用いた。

本研究で用いた主要なデータは、ビューロー・ヴァン・ダイクのOrbisデータベースから収集した日米の多国籍企業の海外子会社の2004-2016年の財務情報である。そして上記の手法を応用して日米の多国籍企業の海外子会社の税の半弾力性を計測した。米国の多国籍企業の海外子会社も分析対象とした理由は、2008年度までは日米の国際課税制度（国際的二重課税の調整方式）には類似点が多く、2009年度税制改正の効果を検証する際に米国の多国籍企業は比較対照群として適切だと考えたからである。

4. 研究成果

上述の実証分析に取り組むために、まず利益移転に関する先行研究のサーベイを行った。近年はHines and Rice (1994)の手法を応用して、企業レベルのパネルデータを用いた分析が主流となっていることを確認した。さらに近年の研究では、利益移転行動が子会社の企業特性や所在地

国の税制に応じて異質的であることが明らかにされており、本研究でも日本の税制改正だけでなく、企業特性に応じた利益移転の異質性に着目するという着想を得た。また、利益移転に関する実証研究の手法と知見を体系的に整理し、サーベイ論文として長谷川（2020）を公刊した。

サーベイ論文の執筆と並行して日米の多国籍企業の利益移転行動について分析を行い、その研究成果を Hasegawa (2019) にまとめ、ディスカッション・ペーパーとして公表した。主要な分析結果は以下のようにまとめられる。(1) 平均的な日本企業の海外子会社の税の半弾力性は、米国企業の海外子会社と比較して小さい。(2) 日米の多国籍企業の海外子会社の利益移転は企業特性に応じて異質的であり、無形資産集約的な子会社や規模の大きな子会社は、他の子会社と比較して税の半弾力性が大きい。(3) 日本企業の海外子会社の税の半弾力性は 2008 年から増加し始め、2008-2012 年にかけて米国企業の海外子会社よりも大きな値を示した。特に、大規模な日本企業の海外子会社は強い反応を示した。

結果(1)は日本企業の海外子会社の利益移転の程度が、米国企業の海外子会社よりも平均的には小さいことを示唆している。結果(2)は無形資産集約的な子会社や規模の大きな子会社は利益移転を活発に行っていることを示唆している。多国籍企業は商標や特許などの無形資産を低税率国に立地する子会社に低価格で移転して、現地の子会社が関連会社から多額の使用料を受け取ることで利益移転を図ることが知られている。結果(2)は無形資産が利益移転を活発化させることを実証的に明らかにしている。また、利益移転を行うためには税務戦略部門の設立など固定的な費用がかかる。大規模な子会社は固定的な費用をカバーできるだけの多額の利益を移転していると解釈できる。

結果(3)は 2009 年の外国子会社配当益金不算入制度の導入が、日本の多国籍企業の海外子会社の利益移転に拍車をかけたことを示唆している。この制度の適用は 2009 年度からであるが、2008 年 5 月に制度導入を検討する旨のアナウンスがあり、同年 8 月には新制度案の詳細を経済産業省が公表していた。したがって、2008 年から税の半弾力性が増加し始めたのは、翌年の新制度導入を予期して、2008 年度から海外子会社の利益移転が活発化したためだと考えられる。今後はこの論文を国際学術誌に投稿し、審査過程で更なる分析の改善と論文の改訂を行う予定である。

参考文献

長谷川 誠. 2020. 「利益移転の実証分析」. 『企業課税をめぐる最近の展開』 第 8 章, 日本証券経済研究所.

Hasegawa, Makoto. 2019. "Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals." KIER Discussion Paper No. 1016.

Hines, James R. and Eric M. Rice. 1994. "Fiscal Paradise: Foreign Tax Havens and American Business." *Quarterly Journal of Economics*, 109(1): 149-182.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 National Tax Association 111th Annual Conference on Taxation (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 東京大学 ミクロ経済学ワークショップ（財政・公共経済ワークショップとの共催）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 Japan-Taiwan Seminar on Public Finance (National Chengchi University)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 神戸大学 六甲フォーラム（六甲台マクロ・セミナーとの共催）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 2019 Symposium of Public Economics (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 国際課税制度が多国籍企業の経済活動に与える影響：外国子会社配当益金不算入制度の導入に着目した研究
3. 学会等名 財務省 財務総研先端セミナー（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 長谷川 誠	4. 発行年 2020年
2. 出版社 公益財団法人 日本証券経済研究所	5. 総ページ数 -
3. 書名 企業課税をめぐる最近の展開 第8章「利益移転の実証分析」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

未出版論文： Hasegawa, Makoto. 2019. "Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals." KIER Discussion Paper No. 1016.

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----